

補償と保障

執筆担当者

江利川宏行

「補償」と「保障」。

両方とも「ホシヨウ」

と読む。それぞれが、
保険会社の商品を案内
するパンフレットで使
われる言葉である。だ
が、その使い方は明確
に分かれている。

補償とは。

損害などを補ったり、

償ったりすること。つ

まり補償は損害保険を

表現する言葉である。

例えば、交通事故を起

こしてしまった場合、

自動車保険で自分の車

の修理費用を補ったり、

相手方の治療費や修理

費を賠償する。損害額

が数字によつてはつき

りと見積もられる損害

を補うことが補償と言

える。自動車保険の項

目で、対人・無制限、

対物・無制限という保

険金額は、相手方から

要求された賠償金を百

パーセント支払える補

償を手にするためにあ

る。交通事故を起こし

てしまい、法律上の賠

償責任を負った場合、

その損害額は一生かけ

ても償わなければなら

ないのである。

では、保障とは。

安全や権利などが、

侵されないように守る

こと。この言葉は生命

保険を表現する。人の

命は、物のようにその

価値を数字ではつきり

見積もることはかなり

無理があると思う。人

の立場はそれぞれ違う。

生命保険における死亡

保険金額の設定は、慎

重にならなければなら

ないと思つている。

とくに、企業経営者

の場合など、その保障

の範囲はとても広い。

経営者にとつて、生命

保険で用意する「保障」

とつうことを考えてみ

ようと思う。

一、死亡退職慰労金

経営者に万一のこと

があつた場合、生命保

険金が死亡退職金とな

り、遺族が受け取るこ

とにより、遺族の生活

を保障する。

二、退職慰労金

経営者の勇退の際、

生命保険契約の解約に

より発生する解約返戻

金にて、経営者の退職

金を保障する。

三、事業承継

経営者が万一の場合

に起こりうる資金繰り

悪化に対しての、保険

金による事業継承保

四、不測の事態

取引先の倒産による

貸倒処理や、不測の事

態に発生する損失に対

応できる財源としての

生命保険による企業防

衛保障。

「補償」と「保障」。

どちらとも、発音は

同じであるが、その意

味するところは全く違

う。あえて言うならば、

現在を守るのが補償で

あり、未来を守つてく

れるのが、保障という

ことになるのであるう

か。

日々、意識せずに使

つている保険用語を理

解すると、保険の顔が

また少し近くに見える。